

(5) 博士課程における法学・政治学の職業人教育の概要

○入学試験出願資格

修士または専門職学位課程（法務博士等）の学位を有することが原則となりますが、そうでない方も、個別の入学資格審査を受けることにより入学試験に出願することができます。たとえば、執筆した論文や、弁護士等の法曹の場合実務上作成する意見書等によってこの入学資格審査を行う例があります。

○入学試験

A選抜（一般選抜）については、修士論文またはそれに代わる論文等の審査、出身学校の成績、外国語の試験（例外的な場合を除き1か国語。詳細は募集要項参照）及び口述（面接）試験により選抜されます。B選抜（職業人特別選抜）については、修士論文またはそれに代わる論文等の審査、出身学校の成績、外国語の試験、研究計画書、実務上の経験及び能力に関する推薦状及び口述（面接）試験により選抜されます。

○入学後の履修

履修期間は3年が原則ですが、入学時にあらかじめ申し出れば6年までの長期履修も認められます。この期間において、指導教員の指導を受けながら、20単位の授業を履修すること、及び学位論文の審査に合格することが、博士課程を修了し「博士（法学）」の学位が授与されるための要件となります。20単位のうち8単位は専攻指導によるものですので、12単位の授業の履修が必要となります。半年間の学期に週1コマの授業を履修すると2単位となるので、授業による単位の取得は、仕事をしながらの履修でもそれほど困難なものではありません。12単位を超えて授業を履修することももちろん可能ですので、最初は授業中心に専門知識を深めていくことも可能です。また、先端ビジネスロープログラム登録者の必修科目である「先端ビジネスローセミナー」は、通年・隔週開講〔2単位〕、木曜日5限（16:50～18:35）を予定しており、職業人でも履修しやすいように設計されています。

なお、入学後には、学業専念義務が課されますが、柔軟な運用がされており、弁護士や官庁勤務等の仕事を続けながら、履修をすることは十分可能です。なお、長期履修の場合には、1年当たりの授業料が安くなります。

○授業

総合法政専攻学生のための授業（ほとんどが演習です）のほか、法学部、法科大学院、公共政策大学院の授業と合併されている授業もあります。また、指導教員の承認を受けることにより、法科大学院、公共政策大学院の授業（法科大学院の基本科目は除かれます）及び東京大学の他の研究科の授業を履修することも可能です。提供されているきわめて多様な授業科目については、東京大学のホームページにおいて授業カタログとして公開されています（<http://catalog.he.u-tokyo.ac.jp/g-index>）。

○学位論文

博士課程の学生は指導教員の指導を受けながら学位論文の作成をすることになります。学位論文の審査は厳しく行われますが、学生の目標や履修状況に応じて、計画的に学位論文を完成できるように指導することとしています。多忙な仕事を続けながら学位論文を完成させることは容易ではありませんが、実務や研究的業務の経験があれば、十分乗り越えることが可能であり、早期に学位を授与された例もあります。また、履修期間のうち一部の期間だけは仕事を中断し、学位論文執筆に専念することも一つの選択肢となるでしょう。